

**I P時代における電気通信番号の在り方に関する研究会
第二次報告書（案）
< 概要版 >**

平成 1 8 年 4 月

第1章 FMC等の新サービスに利用可能な電気通信番号について

1	検討の背景	2
2	諸外国の動向	2
3	FMCの概念	3
4	FMC等に利用可能な番号の検討	4
5	事業者間の公平性確保	9
6	まとめ	10

第2章 新規サービス受付への1XY番号の使用について

1	検討の背景	13
2	論点	13
3	検討	15
4	まとめ	16

第3章 行政への問い合わせ用1XY番号について

1	検討の背景	18
2	1XY番号のこれまでの検討状況	19
3	検討	19
4	導入に向けた取り組み	21

第4章 インターネット電話への転送について

1	検討の背景	23
2	インターネット電話への転送の課題	23
3	検討	24

第 1 章

F M C 等の新サービスに利用可能な電気通信番号について

第1章 FMC等の新サービスに利用可能な電気通信番号について

1 検討の背景

1 - 1 FMCサービスの出現【P . 3】

近年、固定通信と移動通信の融合したFMC（Fixed-Mobile Convergence）サービスに対する関心が高まっている。我が国においても、多様な事業主体が、サービス提供に向けた検討を開始しており、これまでにない多彩なサービス展開が期待できるものとして、近い将来、実現が見込まれている。

1 - 2 FMC等の新サービスに利用可能な番号の検討の必要性【P . 4】

FMCサービスは、固定通信と移動通信の融合形態として、これまでのサービス区分を越えて提供される可能性がある。番号政策においても、サービスごとに番号帯を定めている現在の番号体系との整理が必要となる。このため、昨年8月の第1次報告書のとりまとめの際、継続して検討を要する事項として整理され、引き続き検討を行ってきたものである。

2 諸外国の動向 【P . 4】

2 - 1 英国 BT Fusion (BT)

2 - 2 韓国 One Phone (KT)

2 - 3 ドイツ Genion (O2)

3 FMCの概念

3 - 1 FMCのシステムイメージ【P . 7】

既存ネットワークの組み合わせとしては、利用者が屋内にいるか屋外にいるかにより、ルーティング先を切り替える機能を有する位置管理サーバを、移動網側に持つか固定網側で持つかで類型が分かれる。

ネットワークのIP化が進展すると、アクセス手段として固定と移動が分かれても、コアネットワークは統合することも考えられる。この場合は、統合IP網側で位置管理サーバを保持することが想定される。

また、IN機能を提供する新たな事業主体がFMC提供事業者として参入することで、さらに多彩なサービス提供や競争の促進が期待される。

3 - 2 FMCのサービスイメージ【P . 11】

FMCのサービスとして考えられる特徴のうち、番号を検討する上で必要な事項について整理を行った。

ア 着信番号

イ 網形態（連携される網の種類）

ウ 網形態（連携される網の組み合わせ）

エ 通話料金（通話料金の負担者）

オ 通話料金（通話料金の水準）

カ 着信系サービスか、発着信一体サービスか

キ 発信者番号

3 - 3 番号を検討する上でのサービスの概念【P . 14】

多彩なサービスの実現を可能とする観点からも、番号を検討する上での制約は必要最小限のものとするのが適当である。

今回の検討にあたって対象となるサービスは、ワンナンバーかつワンコールで提供されるサービスで、網形態や通話料金、品質などは番号からは識別できないサービス（ただし、品質については、電話として最低限の通話品質は確保していることが必要）とすることが適当である。

4 F M C 等に利用可能な番号の検討

4 - 1 新規番号の検討【P . 17】

F M C サービスを新規サービスと観念し、新規番号を使用する場合には、既存番号で課題となる論点は該当しない。このため、F M C サービスを提供する上で、新規番号を新たに指定することは適当と考えられる。

F M C サービスが、地理的識別がなく、かつ、通話品質も一定でないサービスである点にかんがみれば、新規番号を指定する場合は、地理的識別がない0 A 0 番号とすることが適当であり、U P T（Universal Personal Telecommunications：個人通信サービス）との類似性及び番号の効率的な利用の観点からは、U P Tと同じ0 6 0 番号を指定することが適当と考えられる。

新規番号の桁数については、1 1 桁の桁数を維持することとし、将来的に利用者を収容不可能となることが明らかになった時点で、桁数増等を検討することが適当である。

さらに、番号の指定の単位については、0 6 0 に続く事業者識別コードは3 桁（1 0 万番号単位で指定）ではなく、4 桁（1 万番号で指定）とすることが適当である。

4 - 2 既存番号の検討【P . 18】

既存番号を使用する場合にも、地理的識別がない0A0番号を使用することが考えられるが、既存番号全体を対象とすべきとの意見もあるため、0A0番号に加え、0AB～J番号についても検討を行う。

(1) 電気通信番号の役割に照らした課題の抽出(一次評価)【P . 18】

検討の視点として、研究会第一次報告書の内容を踏まえ、電気通信番号の役割としての

- ・サービスの種類が識別可能であること
- ・料金の識別が可能であること
- ・地理的識別が可能であること(固定電話番号について)
- ・通話品質が識別可能であること
- ・社会的信頼性の識別が可能であること

の5点について検討を行った。

ア サービス識別

現在は、サービスごとに番号が指定されており、番号からサービスを識別することが可能であるが、

既存番号でFMCサービスも提供する場合、当該番号において、従来のサービスとFMCサービスの双方を提供されることとなる点

複数の既存サービスを組み合わせるFMCサービスを提供する場合、組み合わせられた両方の番号で同一のFMCサービスが提供可能となる点

既存番号と新規FMC用番号で同一のFMCサービスを提供される場合にも、と同様になる点についての整理が必要である。

イ 料金識別

現在の既存番号ごとのサービスについては、050番号が最も低廉であり、0AB～J番号がこれに次ぎ、携帯電話(080/090番号)およびPHS(070番号)については、比較的高額な料金との認識が一般的である。しかし、FMCサービスによっては、着信先に応じ、番号から想定される料金よりも高額又は低廉な料金設定が行われる可能性がある。

まず、番号から想定される料金よりも高額な課金となる場合には、利用者の混乱が生じる可能性が高い。

他方、番号から想定される料金よりも低廉な課金となる場合には、高額となる場合に比べて利用者への混乱の度合いは少ないと考えられる。ただし、特に、携帯電話など比較的高額な料金と認識されている番号をFMC用番号として利用する場合、移動網に着信しようと、固定IP網など低廉なコストの回線に着信しようと、同等の高額な課金をするのであれば、現実固定IP網に着信した場合の低廉な料金を利用者が享受できないため問題と考えられる。

ウ 地理的識別、品質識別及び社会的信頼性の識別

これらについては、0A0番号では問題とはならないが、0AB～J番号によりFMCサービスを提供する場合には、利用者の混乱が生じる可能性が高い。

(2) 一次評価を踏まえた検討(二次評価)【P.20】

本節では、上記(1)で課題とされた点について、何らかの対処をとることにより、利用者には大きな影響を生じない範囲にとどめることができるか否か、個々の番号帯ごとに検討を行う。

ア 既存 0 A 0 番号の検討

既存 0 A 0 番号を F M C サービス提供に使用する際には、携帯電話番号(080/090)及び P H S 番号(070)を使用した一定の範囲のサービスを提供する形態が考えられる。ただし、固定電話や固定 I P 網など低廉なコストの回線に着信した際には、利用者の利益確保の観点から、高止まりの課金とはせず、着信先に応じた低廉な料金を課す着信網別柔軟課金を前提とした上で、利用者に大きな影響が生じないサービスの具体的な範囲又は提供条件について明確化する必要がある。

0 5 0 番号の使用については、そもそも 0 5 0 番号はロケーションフリーの I P 電話サービスに使用可能であり、無線の場合の料金水準は有線の場合での料金水準とほぼ同程度の水準になると想定されることから、0 5 0 I P 電話の範囲内で F M C サービスを提供することについて、利用者に影響が生じるものではなく、有・無線の I P 電話サービスとして F M C サービスを提供することが適当である。また、移動網として携帯電話や P H S を固定 I P 網と組み合わせ、0 5 0 番号により F M C サービスとして提供する場合については、例えば、発信者に対する課金を 0 5 0 番号で想定される料金水準と同等とすることも考えられるとの意見もあったが、今後さらなる検討が必要である。

イ 既存 0 A B ~ J 番号の検討

(A) サービス識別

地理的識別があり、通話品質も良い固定電話の番号を、移動性のある F M C に利用する場合の利用者への影響は大きいものと考えられる。これに対し、現在の固定電話の概念を見直して、利用者保護を維持可能な範囲に限定した移動性の追加も考えられるのではないかとの意見があった。

(B) 料金識別

現在の P S T N 網を用いて、F M C 番号として 0 A B ~ J 番号に発信して着信網別柔軟課金を行う

ことは、網改修の規模やコストの観点から、現実的ではない。また、携帯電話やPHSと組み合わせ、固定電話で想定される料金水準と比較して高額の料金となることについて問題がある。

(C) 地理的識別

地理的識別については、ガイダンスを挿入してFMCサービスであること等を通知すること、固定電話からの発信以外は発信者番号を表示しないことにより、利用者への大きな影響は生じないのではないかとの意見があった。

(D) 社会的信頼性の識別

地理的識別と同様に発信者番号を制限することに加え、端末の設置場所が必ず存在する契約形態とすることにより対応可能ではないかとの意見があった。しかしながら、ガイダンスを挿入したとしても利用者への影響を無視できず、FMCサービスを使用しない固定電話番号についても信頼性を低下させることにつながることから、利用者保護の観点から問題がある。

(E) 品質の識別

ガイダンスを挿入してFMCサービスであること等を通知することにより対処可能ではないかとの意見が表明された。しかしながら、技術基準で高い通話品質が規定されている0AB～J番号について、相対的に品質の低い他の回線に着信する場合に技術基準に抵触するという課題がある。

0AB～J番号によるFMC提供については、上記の課題にかんがみれば、現時点においては適当ではないと考えられる。しかしながら、今後の利用者の0AB～J番号に対する意識の変化に伴い、0AB～J番号に求められる役割も変化する可能性がある。また、ネットワークのIP化の進展により、着信網別柔軟課金は、より容易に実現可能と想定される。

このため、今後の利用者の0AB～J番号に対する意識の変化、PSTN網からIP網への転換の状況等を踏まえ、必要に応じ、検討していくことが考えられる。

4 - 3 緊急通報及び番号ポータビリティの提供【 P . 2 5 】

(1) 新規番号による F M C サービス提供の場合

緊急通報や番号ポータビリティについては、現時点において、要件として規定することは時期尚早ではあるが、今後、具備することが求められるものであることから、将来的に検討していくべき課題である。

また、新規 F M C 用番号で、既存の電話サービスの組み合わせにより提供する F M C サービスについては、個々の番号で提供されているものについては、その確保が当然に求められる。

(2) 既存番号による F M C サービス提供の場合

既存番号により F M C サービスを提供する場合は、その番号により、元来、緊急通報や番号ポータビリティが可能である場合においては、その範囲で、当該番号により提供される F M C サービスとしても、緊急通報や番号ポータビリティが可能であることが求められる。

また、例えば既存の電話サービスの組み合わせにより提供する F M C サービスについては、いずれの番号で提供する場合であっても、個々の番号に課されているものについては、その確保が当然に求められる。

5 事業者間の公平性確保【 P . 2 7 】

新規 F M C 用番号のみの場合には、全事業者で同一条件となるため、公平性確保の観点から問題は生じない。他方、既存番号の利用は、既存事業者に一定のメリットがあることから、既存番号のみを利用可能にすることは不適當である。

純粹に事業者間の公平性確保の観点からは、新規 F M C 用番号のみの利用が最も望ましいとも考えられるが、他方、既存番号を利用したいとの利用者の利便性確保の観点も配慮すれば、新規番号と既存番号の両方の利用も認める場合についても、公平性に大きく問題があるとまでは言えないと考えられる。

6 まとめ

6 - 1 F M C 等の新サービスに利用可能な番号【 P . 2 9 】

F M C 等の新サービスについては、新規番号としては 0 6 0 番号が利用可能であり、既存番号としては、利用者に大きな影響を生じないサービスの具体的範囲又は提供条件を明確化した上で、携帯電話番号 (080/090 番号)、 P H S 番号 (070 番号) 並びに 0 5 0 番号を、それぞれ利用可能とすることが適当と考えられる。

0 A B ~ J 番号による F M C サービスの提供については、今後、利用者の 0 A B ~ J 番号に対する意識の変化、 P S T N 網から I P 網への転換の状況等を踏まえ、必要に応じ、検討していくことが考えられる。

6 - 2 F M C 等の新サービス導入に向けた当面の課題【 P . 3 0 】

F M C 等の新サービスが導入されるためには、今後、主として以下に挙げる制度整備を行う必要がある。これらについては、新サービスの早期実現に向け、平成 1 8 年度内を目途に検討されることが望まれる。

ア 新規 F M C 用番号に係る規定の整備

電気通信番号規則における規定については、サービスの提供形態が、多岐に渡ることが考えられるため、その内容が課題となる。また、電話として最低限の品質を確保していることの規定方法の検討が必要である。

イ 既存番号に係る規定の整備

既存番号による F M C サービス提供に際しては、個別の番号ごとに、利用者に大きな影響が生じないサービスの具体的な範囲又は提供条件について明確化する必要があるが、その結果、必要に応じ、既存番号に係る電気通信番号規則の規定を整備することが求められる。

ウ その他の検討課題

F M Cサービスのサービス区分については、携帯電話など既存サービスとの関係を整理する必要がある。

新規F M C用番号に係る技術基準についても、今後、検討が必要である。既存番号によるF M Cサービス提供に際しても、既存のサービスを組み合わせた形態で提供されるF M Cサービスに既存番号を使用する場合の技術基準の考え方についての整理が必要である。

さらに、F M Cサービス提供における公正競争条件についても検討が必要である。

6 - 3 さらなる検討課題【 P . 3 2 】

新規F M C用番号による緊急通報や番号ポータビリティについては、将来的な検討課題である。

また、着信網別柔軟課金に関し、企業やホテル等において利用されるP B X等については、対応の可否を含め、検討していくことが考えられる。

0 A B ~ J番号によるF M Cサービスの提供については、今後、利用者の0 A B ~ J番号に対する意識の変化、P S T N網からI P網への転換の状況等を踏まえ、必要に応じ、検討していくことが考えられる。

第2章

新規サービス受付への1 X Y番号の使用について

第2章 新規サービス受付への1XY番号の使用について

1 検討の背景

1 - 1 ブロードバンド契約数の増加【P . 37】

1 - 2 ブロードバンドに関する競争状況【P . 38】

1 - 3 検討の必要性【P . 39】

F T T Hを始めとするブロードバンドの普及が進展しており、様々な電気通信事業者による競争が行われている中で、F T T Hを含む新規サービス受付への営業・料金案内用1XY番号の使用が競争に影響をもたらしているのではないかとの問題が提起された。

この問題については、昨年8月の第一次報告書においてひとまずの状況整理がなされたものの、具体的な結論を得るには至らず、継続して検討を要する事項とされたことを踏まえ、当研究会において引き続き検討を行ってきたものである。

2 論点

2 - 1 営業・料金案内用1XY番号について【P . 39】

1XY番号は、加入者を直接收容する電気通信事業者がその加入者に対して提供するサービスに利用するものである。その中で、「116」、「151」及び「157」の3つの電気通信番号が営業・料金案内に用いる1XY番号とされている。ただし、このような営業・料金案内への1XY番号の使用については、平

成10年度番号研究会において、「一般番号や着信課金番号での接続が可能であるため、1XY番号の使用は必須ではないと考えられる。但し、営業案内や料金案内は従来より利用者利便の確保のために短桁で使用されており、当面利用可能とすることが適当と考えられる。」と整理されている。

現在、加入者を直接収容する電気通信事業者に対して、営業・料金案内用1XY番号が付与されている。しかしながら、実際に各電気通信事業者が利用者向けに使用している営業案内用番号としては、各電気通信事業者の判断により、1XY番号以外にも、着信課金用番号(0120等)や、事業者識別番号(00XY)に付加番号を加えたものが用いられている

2 - 2 問題の所在【P. 40】

1XY番号は、桁数が3桁と短いことから、一般的に消費者にとって覚えやすく、利便性の高い番号であると考えられる。他方、自網内で利用する番号という性質から、利用者が営業・料金案内用1XY番号を利用できるのは、当該利用者が加入者回線を契約している電気通信事業者に対して連絡する場合のみである。

現在、NTT東西の固定電話契約数シェアは90%を超えていることから、潜在的顧客がNTT東西の加入者であると考えられるFTH等の新規サービスの受付に関しては、事実上、NTT東西は3桁の1XY番号を使用することができる一方、他の電気通信事業者は5桁以上の番号を使用せざるを得ない状況となっている。このような新規サービス受付番号の差は、当該新規サービスに関する競争条件に差異をもたらしている可能性がある。

3 検討

3 - 1 公正競争条件の観点【P . 4 1】

(1) アンケート調査の実施

アンケート調査を行ったところ、その結果は、ブロードバンドサービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果（桁数効果）は統計的に有意であり、存在しているが、この桁数効果は料金水準等のサービス内容の差別化により克服可能なものであるというものであった。

(2) アンケート調査結果の評価

たとえ桁数効果がサービス内容の差別化によって克服可能であるとしても、桁数の差による効果をサービス内容等の改善努力で埋めなければならないという状況は、競争条件にも有意な差異をもたらしていると考えられる。

(3) 必要となる措置

1 X Y 番号の使用により競争上優位な立場に立つことが可能となる N T T 東西に対し、例えば以下の措置を求めるといことが考えられる。

ア 1 X Y 番号を新規サービスの受付番号として広告しないこと。新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いること。

イ 新規サービスの受付については、1 X Y 番号による対応とは別とし、上記着信課金用番号等による対応とすること。

(4) 「新規サービス」の範囲

「新規サービス」とは、桁数の差が競争条件の差異となって及ぶサービス、すなわち、固定電話（加入電話及びISDN）サービス以外のサービスとすることが適当である。

3 - 2 利用者利便の観点【P. 43】

3 - 1 (3) において掲げたア及びイの措置のうち、アについては、基本的にはNTT東西の営業方法の変更であり、利用者利便を著しく損なうものではないと考えられる。

他方、イの検討に当たっては、例えば利用者が従前どおり1XY番号で新規サービスの申込みを行った場合における対応や、固定電話サービスに関する問い合わせと新規サービスに関する問い合わせを共に行う場合における対応に関して、利用者利便を著しく損なう可能性がないか、更なる検証を要する。

4 まとめ【P. 44】

NTT東西において、まずは1XY番号を新規サービス（加入電話及びISDNサービス以外のサービス）の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いることとすることが適当である。

これに加え、新規サービスの受付については1XY番号による対応とは別とし、着信課金用番号等による対応とすることに関しては、当面は上記の広告に関する措置の運用状況のほか、FTHサービス等の競争状況及びFMC等の新たなサービスの展開に係る動向等を注視しつつ、上記措置の実施によってもなお競争条件の同等性が損なわれていると認められる場合においては、改めて検討することが適当である。このため、総務省よりNTT東西に対し、当分の間、1XY番号による問い合わせの現状についての報告を求めることにより、総務省において実態の把握に努めることが適当である。

第3章

行政への問い合わせ用1 X Y番号について

第3章 行政への問い合わせ用1XY番号について

1 検討の背景

地方自治体において、ワンストップでよりきめ細かな地方行政サービスを提供するコールセンター設置の動きが全国的に進みつつある中、コールセンターを設置運営する横浜市より、平成17年度全国規模での規制緩和要望（あじさい月間）として、行政に対する問い合わせ専用番号としての3桁番号の要望がなされた。

1 - 1 横浜市の要望【P. 47】

研究会での検討にあたり、要望元である横浜市から示された考え方は、以下のとおりである。

- ア 対象事業者：当面、市内のNTTの固定電話から利用できること。
- イ サービスの内容：市内からの3桁番号による着信のみで、特に付加的なサービスを想定しない。
- ウ 費用負担について：受益者負担の観点から本市単独での費用負担は困難である。しかしながら、NTT側の網改修費用の額にもよるが、希望自治体が全国的に拡がり、各自治体の負担が軽減されれば、費用負担の可能性はある。

1 - 2 他の自治体の状況【P. 49】

要望のあった横浜市以外の自治体においてもコールセンターの開設が進められている。

2 1XY番号のこれまでの検討状況【P.50】

平成10年度番号研究会において、1XY番号のひっ迫対策の観点から検討しており、この報告書を踏まえつつ検討を行うことが適当である。

3 検討

3-1 1XY番号利用への考察【P.51】

(1) 1XY番号の利用目的との整合性（公共性の観点）

住民の利便向上の観点から高い公共性が認められ、「桁数が短いので、覚えやすい、ダイヤルしやすい」、「1から始まるので特別なサービスであることを想定しやすい」という1XY番号の特徴にも合致するため、平成10年度番号研究会における検討の趣旨とも整合すると考えられる。

(2) ひっ迫への影響

平成10年度時点で保留することとした番号数は47個であったが、現時点でも変化は生じていない。具体的要望があるにもかかわらず、保留し続けることは、番号の効率的な使用の観点からも適当ではない。今回は、最大2番号に限定可能（市町村と都道府県）であり、ひっ迫への影響は小さいと考えられる。

(3) 他の自治体の需要

多くの政令市において来年度中を目途にコールセンターが開設される見込みであり、府県レベルでもコールセンター開設を検討中のところがある。また、コールセンターを持たない自治体においても、代表電話への接続としての使用も有用と考えられ、これらを総合すれば、潜在需要は相当数あるものと考えられる。

(4) 同一の1XY番号による利用者への影響

もともと自治体から提供される行政サービスは各自治体により異なる性質のものであり、ダイヤルする番号が全国共通であることが特に利用者に混乱を生じさせるとは考えにくい。1XY番号により提供される行政サービスの具体的内容は各自治体において判断されるべきものと考えられる。

(5) 対象地域及び対象事業者

勤務先など他の行政区域から自身の居住する自治体への接続の需要も想定される。さらに、NTT地域会社のみならず、全事業者の加入者から同一の1XY番号により発信可能であることは利用者の利便が高いと考えられる。このため、仮に導入当初は限られた地域及び限られた事業者からの接続に限定されるとしても、当該地域外からの接続や対応事業者の拡大についても検討していくことが必要である。

(6) 全国的な利用

1XY番号を使用する自治体が少ない場合には、利用者に混乱が生ずる可能性があることから、全国的に広く利用される状態にあることを前提とすることが必要である。

このため、できる限り多くの自治体で使用する事となるように取り組むことが求められる。

(7) その他の留意事項

当面は、新たな1XY番号の認知度が低いことや、全事業者から接続されないことから、利用者に混乱が生ずることも想定されるため、従来の番号と併用しつつ、1XY番号を周知していく取り組みが必要である。

3 - 2 まとめ【P . 5 4】

行政に対する問い合わせに限り使用できる1 X Y番号として2番号(市町村と都道府県)付与することが適当である。

ただし、全国的に広く利用される状態にあることを前提として使用すべきであり、また、加入者交換機の収容区域と行政区域が一致しない地域から発信する際の適切な市町村への接続方法、市内通話料金区域を越えた通話となる場合の対応、さらには、他の行政区域からの発信など当該地域外からの接続や、対応事業者の拡大を念頭におきつつ、全国的に統一したサービス条件を策定することが必要と考えられる。

3 - 3 具体的な番号の検討【P . 5 4】

(1) 具体的な番号

番号の効率的利用の観点からは、天気予報と同じ1 7 Y系列とすることが有効であると考えられる。

(2) 分類

A分類(広範囲の利用者により容易に認識できる必要性から、1 X Y番号を事業者間で統一して使用。)とすることが適当である。

4 導入に向けた取り組み【P . 5 5】

今後、総務省により自治体と関係事業者の間の連絡調整の場を設け、関係者において、全国的に広く利用されるための対応に加え、全国的に統一したサービス条件の策定、費用負担方法等の調整を実施していくことが適当である。

また、導入当初は、従来の番号と併用しつつ、新たな1 X Y番号を周知していく取り組みが必要である。

第4章

インターネット電話への転送について

第4章 インターネット電話への転送について

1 検討の背景

1 - 1 インターネット電話の概要【P. 59】

インターネットプロトコルを使用して、いわゆるインターネットを経由する電話が利用されるようになってきている。

1 - 2 現行制度におけるインターネット電話の扱い【P. 60】

050番号と0AB～J番号によるIP電話については、音声通信役務を行うための要件がそれぞれ定められている。

他方、いわゆるインターネット電話については、電気通信事業者により、エンド～エンドでの品質保証等を行うことができないことから、電気通信番号の指定を行っていない。

1 - 3 インターネット電話への転送【P. 61】

インターネット電話の普及に伴い、既存電話網からの発信をインターネット電話で受けたいとのニーズが出てきている。このため、既存電話網からの発信を、インターネット電話へ転送するサービスの提供を検討している電気通信事業者が出てきている。

2 インターネット電話への転送の課題【P. 62】

既存電話網からのインターネット電話への転送は、事業者の管理が及ばないインターネットを経由する転送となる。インターネット区間ではネットワークの管理ができないことから通話品質が低下するおそれがある

ほか、なりすましなどセキュリティ上の問題が発生する可能性もあるが、これらについては電気通信事業者の責任が及ばない。また、故障発生時に事業者による対応が期待できない可能性もある。

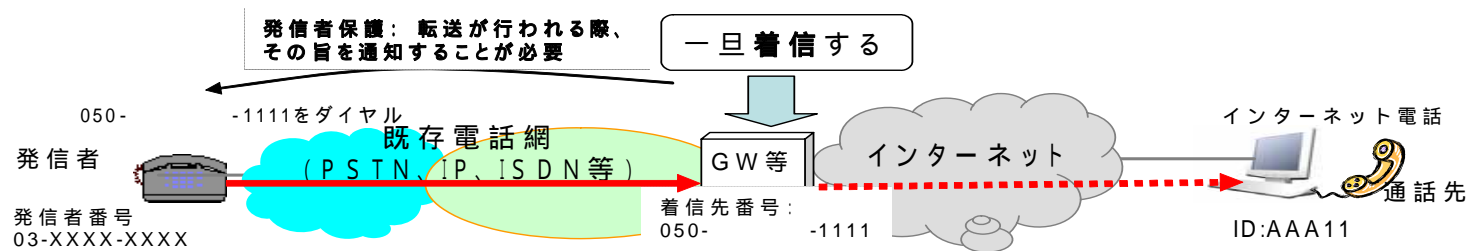
上記に加えて、費用を負担している発信者は、発信時に、着信先の番号のみでは、電気通信事業者の網内で呼が完結しているのか、インターネットを経由して転送されているのかを知ることができない。

こうした点から、インターネット電話への転送について、電気通信番号の指定の要件に照らし認められるものか否か、また、発信者保護の観点からどのような方策が必要かについて検討する必要がある。

3 検討

3 - 1 インターネット電話への転送の考え方【P . 63】

GW等で一旦、呼を着信させた上で、インターネットに転送させる形態でのインターネット電話への転送であれば、呼の着信までとインターネットへの転送は別個の役務と整理される。この場合、通話品質の確保が求められるのは、一旦、呼を終端するまでの区間であり、この区間では通話品質の要件は満たされるため、電気通信番号の指定要件から問題とはならない。このため、インターネット電話への転送は、一旦、呼を着信させた上でインターネットに転送させる形態であることが必要である。



3 - 2 インターネット電話への転送に係る発信者の保護方策【 P . 6 4 】

発信者保護の観点からとして、具体的には、発信者が呼接続を継続するかを選択可能な機会を確保するため、インターネットを経由している点について、インターネットへの転送前にガイダンスにより発信者に告知することが現実的な対策と考えられる。

ガイダンスの内容としては、例えば、
「インターネット電話サービス（又は個別サービス名等）に転送します。」
等が考えられる。

さらに、ガイダンスが挿入された場合でも、インターネット電話への転送における注意点等については、発信者が直ちに認知することは困難であると考えられることから、当該サービスを提供する事業者等において、利用者（当該サービスの契約者以外に、広く電話の利用者一般を含む。）に、インターネットを経由することの意味を幅広く告知していくことが必要である。

3 - 3 その他【 P . 6 6 】

通話先に発信者番号が通知される場合には、利用者の利便性の観点からは、発信元の番号を通知することも考えられる。

なお、インターネット電話への転送とは直接関係はないが、逆にインターネット電話から発信し、既存電話網へ着信する場合については、利用者保護の観点から慎重に対応する必要がある。

一般的には、インターネットから既存電話網へ転送を行う事業者は、発信者番号を通知しないことが適当である。ただし、0 A 0 番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限って、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号を通知することも考えられる。